

令和4年度第2回神奈川県環境農政局公共事業評価委員会 議事録

日 時 令和4年11月22日（火）14時00分から16時50分まで

場 所 県庁新庁舎4階 環境農政局共用会議室

出席委員 ◎小池委員長、○佐藤委員、竹内委員、葉山委員、山下委員、吉岡委員
（五十音順 ◎委員長、○副委員長）

< 事務局から挨拶、資料確認、進行説明 >

○小池委員長

委員長の小池でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に委員会の公開についてですが、本日の議題には非公開とすべき内容が含まれておりませんので、委員の意見を取りまとめる時間を除き、公開ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○小池委員長

それでは本委員会を、意見取りまとめの時間のみを非公開、その他は公開といたします。本日の傍聴の申し出はございますか。

○環境農政局総務室

申し出はありません。

○小池委員長

それでは、これより議事に入りたいと思います。進行につきましては、先ほど事務局から説明がありました。そのとおりに進めてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○小池委員長

まず、事務局から報告事項について説明をお願いします。

～ 報告事項 ～

（令和3年度神奈川県環境農政局公共事業評価委員会意見に対する現在の取組について、資料2により環境農政局総務室、水産課から報告）

※資料3は、資料2の議会報告資料（抜粋）

<「総論的意見」について環境農政局総務室から説明>

○事務局

ただ今の報告につきまして、何か質問がありましたらお願いします。

○竹内委員

現在の取り組みについて、被覆面積当たりのコンクリート量が低減された被覆ブロックを使用することによって環境及び経済性に配慮することは大正解だと思います。被覆ブロックに使ったセメントの種類はエコセメントでしょうか。もしエコセメントを使用していれば、環境への配慮への取組として記載できると思います。

○事務局

すぐには分からないため、後程確認します。

○事務局

ありがとうございました。次に、水産課から各論的意見の再評価の1番について、説明をお願いします。

<各論的意見の再評価 No. 1 「海岸保全施設整備事業／小田原漁港海岸」について水産課から説明>

○事務局

ただ今の報告につきまして、何か質問がありましたらお願いします。

○小池委員長

現在の取組として資材単価の高騰や人手不足の影響に係る記載がありますが、資材の高騰については大丈夫でしょうか。

○水産課

はい。確かに資材単価がかなり高騰しているのは現場からも報告を受けていますが、基本的に必要な予算等を確保しながら、それに対応できるよう、補正予算を含め、取り組んでいます。

○小池委員長

他によろしいでしょうか。それでは以上で報告事項について終了します。

～ 令和4年度評価対象事業の意見聴取 ～

○小池委員長

次に、令和4年度の公共事業評価対象事業の議論に入りたいと思います。限られた時間ではありますが、委員の皆さんから意見をいただいて、委員会としての意見をまとめていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは、説明をお願いしたいと思いますが、主に現地調査で出た意見や質問に対して、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、農地課から再評価の1番について説明をお願いします。

<再評価事業 No. 1 「農村振興総合整備事業／早川春日原地区」について農地課から説明>

○小池委員長

地元の営農者の方は保全に対して大変強い意欲を持って取り組んでおり、多面的機能支払交付金を申請して活動しています。活動の日当はどのくらいでしょうか。

○農地課

日当は30分単位で1000円です。

○小池委員長

農作業に必要な作業を実施した場合に、それに対して交付金を受けることができます。多面的機能支払交付金と言いながら、例えば、水生昆虫等の自然観察会を実施しようとしても交付金は支払われないですね。

○農地課

もう一つ資源向上という区分があります。農地維持のための草刈や道路の補修のために材料を購入してワンランク上の活動をしたり、田んぼの生き物調査をしたり、これらは別事業でやらないといけません。農家の団体から非常に使い勝手が悪いと言われていています。

○小池委員長

農地の多面的機能の維持活性化を目的とした様々な活動をサポートできるよう、県が独自に制度を作るべきだと考えます。

○竹内委員

農道の点検で問題が見つかった場合、別の補助金を申請しなくてはいけないということでしょうか。

○農地課

はい。例えば砂利がえぐれてしまって、その部分に砂利を補充することは維持活動となり交付金を利用できますが、水路等のひび割れ箇所に充填剤等を入れると向上活動となり、交付金は利用できず、補助金を申請することになります。現状としては、農道の点検によりひび割れ等が判明し、補助金を使って処置をしたかったとしても、当初計画にはなかった活動であるため、補助金が使えないという問題がよくあります。

○小池委員長

国の多面的機能支払交付金制度は使い勝手が悪いため、やはり県独自で、支援策を考えることも必要だと思います。

○山下委員

農林水産省が制度の見直しをする際に改善するべきですね。

○佐藤委員

当該事業箇所は綾瀬市の中心にあり、これだけ農地が残っていて、貴重なところだと思います。この地域の営農業者の方の年齢層はどのくらいでしょうか。

○農地課

30～40代の方が多いです。

○佐藤委員

長期間営農する方がおられるので、その点は心配ないですね。

○吉岡委員

工事期間が伸びた理由とし地区外排水の工事が必要だという点がありましたが、地区外排水に係る工事は当該事業に入ってくるのでしょうか。

○農地課

入ります。事業箇所の農道からの排水であるため、事業として認められています。

○吉岡委員

当該事業もいずれ事後評価を実施し、その際に地区外排水に係る工事の費用対効果等の数字が出てくると思われるため、そういった情報を評価調書に記載しておいたほうがよいと考えます。ご検討ください。

○農地課

はい、検討します。

○小池委員長

続いて、同じく農地課から、再評価の2番について説明をお願いします。

<再評価事業 No. 2「農業用施設防災対策事業／大城地区」について農地課から説明>

○小池委員長

それでは質疑に入りたいと思います。

対応方針（案）が「継続（期間延長）」となっていますが、なぜ（期間延長）としているのでしょうか。

○事務局

大城地区は平成24年から着工し、着工から5年後の平成29年に初めて評価を受けています。その際、工期は令和2年度までとじていましたが、今回、前回評価時から5年後の再評価となり、工期を5年間延長し令和7年度までと変更しているため、工事は「継続」であり、かつ補足事項として括弧書きで「(期間延長)」としています。

○吉岡委員

工期の延長を決定するのは当該委員会の役割ではないでしょうか。

○小池委員長

今回、私たちは事業の「継続」を認めるわけで、事業の「期間延長」を認めるわけではないのではないのでしょうか。

○農地課

国との補助金の予算調整は済んでおり、土地改良法の手続きを行う際に、工期の調整をすることもあるため、そのタイミングで共有する必要があったかもしれませんが、予算調整は進んでしまっているため、今回は事業の「継続」についてご審議いただき、実態としてはそうなっています。

○山下委員

期間延長自体は我々が認めたことではないため、その文言に抵抗があるということですね。

○事務局

令和7年度までの期間延長については、前回評価時以降に決定したことではありますが、国と既に調整済みであり、決定事項は改めて本委員会で審議することではないため、対応方針は「継続（期間延長）」ではなく「継続」としたほうがよい、ということでしょうか。

○小池委員長

はい。委員の皆様それでよいでしょうか。

○委員一同

異論ありません。

○事務局

評価は「継続」であり、「期間延長」はご判断いただかないということで承知しました。

○小池委員長

では、次に、森林再生課から再評価の3番について、説明をお願いします。

<再評価事業 No. 3 「緊急予防治山事業／関根川」について森林再生課から説明>

○小池委員長

それでは質疑に入りたいと思います。

○竹内委員

当該事業は、予防保全型の事業で、そもそも森林が崩れないことを目的としていることから、土砂の流出量を測る必要がないということによいでしょうか。

○森林再生課

はい。当該治山工事は、少し崩れかかっている箇所についてそれ以上拡大しないように予防的に保全する目的で実施しており、崩壊した土砂量については把握しておりません。

○竹内委員

はい、分かりました。

○小池委員長

工事箇所にボーリングの暗渠工を打ち込み、塩ビ管を埋めるということですが、現場で工事箇所を入口から見る限り、非常に安定しているように見え、工事の効果が表れていると感じました。この先、既設の治山ダムの上にボーリング暗渠工を設置するという事は、ボーリング工事をする際、重機を入れるのか分かりませんが、その上の方の植生は一旦伐採するのでしょうか。

○森林再生課

工事の方法として、扇上の中心になる部分から地下に塩ビ管を差し込んでいくため、その上部の植生については伐採しません。地面の中に穴を空けて塩ビ管を差し込んで、その中にたまっている地下水を抜きます。

○小池委員長

工事のために、機材を持ち上げて、ボーリング工事を行うと思いますが、その際に、機材の通路

を作る必要があるのではないのでしょうか。

○森林再生課

はい。機材を入れるための通路である仮設道は作らざるを得ません。その部分の草や灌木は一時的に伐採することとなります。それ以外のところは、工事に支障がない箇所は基本的に手をつける考えはございません。

○小池委員長

灌木があって安定しているため、そういう状況を壊すとそこでまた土砂流出が起きる可能性があります。そのため、その辺を十分に注意して作業していただいた方がよいと考えます。

○森林再生課

はい。慎重に工事を進めたいと思います。できる限り必要ないところは手を入れない方法で進めていきたいと思います。

○小池委員長

土留工や谷止工等の工事だけでなく、植生の回復も同時に進めていかないと、どんどん水が流入して、そういう中では、土砂崩れは防げません。それを防ぐためには森林の植生を回復する必要があるため、こういう箇所の植生の回復にも注意を払って欲しいと思いますが、それは県の工事の範疇なのか、それとも保安林の所有者の仕事なののでしょうか。

○森林再生課

この箇所については、治山工事として県が責任を持って現在工事を行っており、治山施設を設置することになります。その施設の管理は施工者である県が行うことになるため、施設自体の維持管理と、その周辺の植生の回復状況について経過観察を行い、必要に応じて、植生を維持していく方法を考えていく必要があります。したがって、土地所有者にお願いするということにはなりません。

○小池委員長

溪流の右岸左岸の崩落しやすい箇所を工事するため、もう少し広いエリアで工事箇所の周辺のところも植生管理する必要があるあって、そうすると土地所有者も管理する必要があるのかと、気になりました。

○森林再生課

原則的には、保安林に指定されていても、その土地は土地所有者が管理するということとなります。ただ、こういう崩壊や地すべり等が起こった場合はさすがに所有者では復旧できないため、この治山事業の出番になります。治山事業を実施した後に設置する治山施設は、治山台帳に登載して、県が管理していきます。治山事業は歴史が古いため、神奈川県内の治山台帳に登載している施設の数は、大体2万基ぐらいあります。そのうち、特に人家が近い箇所と地すべりがある箇所は定期的な

点検が必要であり、再び、治山施設が壊れた場合には、補修等を行います。そこでその周りの森林が崩壊等していれば、また新たに事業計画を立てて実施していくことにはなるかと思えます。

○小池委員長

保安林の土地所有者は固定資産税が免除されるなど税制上優遇措置があるため、自分が所有する山はしっかりと管理する必要があります。工事箇所周りのほうが荒れて、表土が流出して、そこから水が流れ込んでしまったら、県の税金を使って工事しても、工事の効果がなくなってしまうことを懸念しています。

○森林再生課

基本的には、治山工事を実施すれば、工事箇所の周辺も含めて、山が治まることを目標として行うため、周辺が荒れることはあまりないことだと考えますが、保安林であっても、保安林でなくても、所有者は自分の土地の管理は自分が行うことがまず基本にあります。

○小池委員長

保安林の指定は県が行うのでしょうか。

○森林再生課

県が指定する場合と、農林水産大臣が指定する場合があります。保安林の種類と流域により指定する主体が変わります。

○小池委員長

分かりました。少なくとも、工事箇所については、植生の回復に努めてほしいです。

○山下委員長

一般的に、保安林の所有者は、自分にどのぐらいの義務があって、そのためにどのぐらいの費用を使わなくてはならない、という意識はあるのでしょうか。

○森林再生課

保安林に指定されたからといって、特別の義務が発生するわけではありません。逆に保安林に指定されると、開発ができないとか土地利用の制限が発生します。そういう意味で、税の減免等の措置がなされています。土地の管理は、保安林に指定されているか、指定されていないかに関わらず、その所有者の責務となります。

○小池委員長

基本的には、保安林は、土砂流出の原因となる民有林乱伐を防ぐことを目的の1つとして明治30年に森林法でできました。そのため、伐採の本数等決まっています、許可をとらないと木は切れません。そうすると保安林の指定を受けたがらなくなるため、その代わりに、税金が免除されています。

○山下委員

減免措置は、自分が管理をしなくてはいけない費用負担というよりは、不自由さを我慢するための我慢代が減免ということでしょうか。

○森林再生課

平たく言えばそうです。

○山下委員

保安林に指定されたからといって、自分が放置したことで土砂崩れが発生して責められても、それは民間の所有者にとってはあまり責任を負いたくないところですね。

○森林再生課

そこはまた難しい問題です。山が崩れて下流の人家が潰された場合などには、よく訴訟問題になります。その時に、所有者が適正な管理をしていたかどうか争点になります。ただ、自然災害であれば、通常の管理でもあっても、崩れるところは崩れます。ケースバイケースで、崩れるのが予見されていたのに放置していたことになる、所有者側の責が問われる場合もあります。ただ、通常、台風がきて大きな雨が降れば、所有者の責任は問えないことになる場合が多いです。

○小池委員長

適切な管理がされてなくて、崩壊のリスクがある場合、行政が特定保安林に指定して、所有者に管理を命ずることはできますね。神奈川県では、特定保安林はなかったですね。

○森林再生課

はい。特定保安林はありません。神奈川県の場合は現在、水源施策により、手入れ不足の私有林を県が借り上げて、所有者に代わって森林整備を実施するという事業を大々的に行っております。特定保安林制度というかっちりした制度ではなく、少しやわらかい形の事業を進めています。そちらの方で対応しています。

○竹内委員

本事業の保安林のエリアはどこまででしょうか。

○森林再生課

地番を利用して指定しています。治山工事を行うところは保安林に指定されています。

○竹内委員

地番は結構正確に測量されているのでしょうか。

○森林再生課

地番が正確に測量されている箇所は少なく、所有者に地番境界を確認したうえで治山工事を実施しております。

○葉山委員

所有者が亡くなっていたり、細かく所有者が分かれていたりしており、里山の管理ができない原因の1つになっています。

○森林再生課

水源の事業を実施する際に、土地の境を確認するために土地の所有者に来てもらって確認していますが、境界を確定するところまでいかないことが多いです。

○小池委員長

税金がかかっているならば納税通知書が届くから、分かりますね。

○葉山委員

それか、県が森林を譲り受けるのも1つの方法ではないでしょうか。

○森林再生課

そうすると、県の管理する土地が増えて適切な管理が難しくなる可能性があります。

○佐藤委員

登記簿謄本があっても境界線等は分からないですね。

○森林再生課

はい。また、登記簿謄本をとっても、2、3世代前の方が掲載されていて、現在の権利者を追っていくのが大変なケースがあります。

○葉山委員

災害を防止するとか、山の管理をするためには、登記簿謄本の内容をリセットするなどの何か統一的な制度が必要になるのではないかと思います。現行の森林法ができた時と現状は異なります。昔はむやみに伐採するなどされており、今は、適切に伐採しないと問題視される状況です。手入れ不足というか、管理者が山に入らないことが、土砂崩れなどの兆候を見逃すことにもなっているのではないのでしょうか。

○佐藤委員

この場所は、谷止工に変えてかご枠工を考えているということですが、似たような地形で工事の実効性があったというような情報はありますか。

○森林再生課

やわらかい土の上に大きく重いものを置いたら沈む可能性もあるため、工法は現場の地形や土質を加味して選定します。当初考えていたコンクリートの谷止工は、サイズも大きく、固いので、かっちり安定させるのには有効ですが、大雨等で山が崩れて、やわらかい土の上に谷止工を置いても、山が上手く治まらない恐れがあるため、少しサイズを小さくして、山になじむようなもので治めていかないといけないのではないかとということで、かご枠工法を現在検討しています。

○佐藤委員

他県で実施していて効果があった事例はありますか。

○森林再生課

本県の別の工事箇所でも実施しています。大規模な崩壊というよりも中規模ぐらいの崩壊のあった箇所でも実施しています。

○竹内委員

来年あたり台風がきたらまた崩れることが容易に想像できます。

○森林再生課

令和元年のような大きな台風がきたら、自然災害ですので、発生時に復旧方針をその時点で考えていくしかありません。

○竹内委員

令和6年で終わりそうだったところに、令和5年に大雨が降って崩れて、また流れそうになった場合、そういう時点で自動的に延長になるのでしょうか。

○森林再生課

林野庁には、災害復旧事業があります。作った施設が壊れてしまった場合、施設災害復旧事業というものがあって、そういった事業で対応していくことが可能です。林野庁と相談して災害復旧事業に切り替えていくことも検討します。

○小池委員長

ありがとうございました。以上で全ての質疑を終了いたします。

～ 意見発表 ～

○小池委員長

それでは、令和4年度神奈川県環境農政局所管公共事業の対応方針（案）について、意見を申し上げます。

令和4年11月1日付け環総第1694号により送付された標記について、当委員会において検討した結果、次のとおり意見を具申します。

【意見】

再評価対象の公共事業については、概ね対応方針（案）のとおりとすることを相当とするが、以下のとおり意見を取りまとめたので、今後の公共事業の実施にあたり留意されたい。

1. 総論的意見

農林水産業は、農林水産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。こうした農林水産業の多面的機能の持続的な発揮を図ることは、陸域や海洋の持続可能な利用を掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、今後ますます重要になる。したがって、環境農政局においては、公共事業を実施するに当たって経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の成果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組むことを望む。

また、気候変動の影響が強く懸念されることから、公共事業の実施に当たっては、従来の災害想定や工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靱化に取り組むことを望む。

2. 各論的意見

（1）再評価対象事業

ア 農村振興総合整備事業（早川春日原地区）

本事業は、老朽化し水量が不足しているポンプ施設と一部未舗装の農道を一体的に整備することにより、農業生産性の向上や営農条件の改善を図ることを目的とする。また、副次的効果として、改修した農道を地域住民散策路として活用することにより、やすらぎの場としての機能が期待されるとしている。

事業の進捗状況は、令和4年度末（見込み）時点で、事業量ベースで4%、事業費ベースで19%であり、令和6年度における事業完了は困難な状況となっている。事業遅延の原因は、農道の流末排水先である綾瀬市下水道課が所管する雨水排水管への接続についての調整が整わず、事業が遅延したためである。すでにポンプ施設の整備は終了しており、農道整備についても綾瀬市との協議が終了し、事業継続の見込みが立っていることから、令和11年度までの本事業の継続（期間延長）を可とするが、今後も事業工期の短縮に努め、事業効果の早期発現を図ることを望む。

（当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること）

農道整備の副次的効果として、住民散策路としての活用を挙げているが、農道は市道であり、一般車両が多く通行するようになれば、散策路としての活用は難しくなる。整備後も、歩行者の安全が確保されるよう綾瀬市に働きかけることを望む。

イ 農業用施設防災対策事業（大城地区）

本事業は、老朽化の進行による漏水や地盤崩落の危険性がある素掘りのトンネル水路を改修し、上部の家屋等の損壊を防止するとともに、水路の通水能力を復元して用水量や取水位を確保し、農業経営の安定を図ることを目的とする。令和4年度までの事業の進捗状況（見込み）は、事業量ベースで77%、事業費ベースで74%である。令和7年度の事業完了に向けて計画通り事業が進捗しており、整備済み区間の事業効果の発現状況は良好であることから、本事業の継続を可とする。

（当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること）

水田は、生物多様性の保全や環境教育の促進など、重要な役割を担っている。事業対象地域にはメダカ等の貴重な生物が生息していることから、今後も希少種の生息環境の維持保全等に取り組むことを望む。

ウ 緊急予防治山事業（関根川）

本事業は、豪雨に伴う山腹崩壊や溪岸の侵食等により、斜面下の市道や畑へ土砂流出が発生している関根川上流域の土砂流出防備保安林について、保安林の機能を高度に発揮させ、土砂の流出を抑制することを目的に、平成29年度から緊急予防治山事業として実施しているものである。本事業は当初3年を計画期間としていたが、崩壊への対応のため令和元年6月に全体計画を変更し、事業期間を令和3年度までの5年間に延長した。しかし、令和元年9月以降の度重なる台風により施工中に山腹崩壊が起り、立木土砂撤去等に多くの時間がかかったことから、令和4年2月に事業期間を令和6年度までの8年間に延長する全体計画の変更を行った。令和3年度までの5年間の事業の進捗状況は42%であり、今後は谷止工3基、ボーリング暗渠工2基、土留工1基の工事を計画している。ただし、令和2年度に実施した地質調査の結果を踏まえ、溪流全体の工種工法を再検討し、令和4年度中に3回目の全体計画の変更を行うとしている。

本事業の対象地の下流部には人家等の保全対象施設が存在していることから、本事業の継続を可とするが、自然災害の激甚化に備え、災害を予防するための工法を適宜見直し、公共インフラのいっそうの強靱化に取り組むことを望む。

（当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること）

土砂流出防備保安林の機能を発揮させるためには、森林の植生回復が不可欠になることから、治山施設の整備に際しては自然植生の回復にも十分に配慮した計画を立てることを望む。

以上でございます。

これで本委員会の全ての議事を終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたします。

○環境農政局総務室

どうもありがとうございました。

<事務局より挨拶、事務連絡>

～ 閉 会 ～